

第6号議案

春日市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

会計年度任用職員のサービスの宣誓を任用の形態等に応じた方法で行うことができるようにするため、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

春日市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。